

# 第五十回 参議院日韓条約等特別委員会會議録第七号

昭和四十年十一月三十日(火曜日)  
午後七時十一分開会

委員の異動  
十一月二十九日

宮崎 正雄君  
藤田 正明君  
船田 謙君  
山内 一郎君

補欠選任  
山本茂一郎君  
近藤英一郎君  
杉原 荒太君  
植木 光教君

十一月三十日  
兼任  
山本茂一郎君  
向井 長年君

補欠選任  
高橋雄之助君  
曾祿 益君

出席者は左のとおり。

委員長 寺尾 豊君  
理事 大谷藤之助君  
久保 勘一君  
草葉 隆圓君  
長谷川 仁君  
松野 孝一君  
龜田 得治君  
藤田 進君  
森 元治郎君  
二宮 文造君

委員

井川 伊平君  
植木 光教君  
梶原 茂嘉君  
木内 四郎君  
黒木 利克君  
近藤英一郎君  
笹森 順造君

## 國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君  
法務大臣 石井光次郎君  
外務大臣 椎名悦三郎君  
農林大臣 坂田 英一君

## 政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君  
内閣法制局第一部長 関 道雄君  
法務省民事局長 新谷 正夫君  
外務省アジア局長 後宮 虎郎君  
外務省条約局長 藤崎 萬里君

杉原 荒太君  
國田 清充君  
高橋雄之助君  
田村 賢作君  
中村喜四郎君  
日高 広為君  
廣瀬 久忠君  
柳田桃太郎君  
和田 鶴一君  
伊藤 顯道君  
稲葉 誠一君  
岡田 宗司君  
小林 武君  
佐多 忠隆君  
中村 英男君  
羽生 三七君  
横川 正市君  
渡辺 勸吉君  
黒柳 明君  
鈴木 一弘君  
曾祿 益君  
岩間 正男君  
市川 房枝君

## 事務局側

水産庁長官 丹羽雅次郎君  
水産庁次長 石田 朗君

常任委員会専門員 増本 甲吉君  
常任委員会専門員 結城司郎次君  
常任委員会専門員 坂込長太郎君  
常任委員会専門員 渡辺 猛君  
常任委員会専門員 宮出 秀雄君

## 本日の會議に付した案件

○日本国と大韓民国との間の基本關係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件(内閣提出、衆議院送付)  
○日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺尾豊君) ただいまから日韓条約等特別委員会を開会いたします。(発言する者多く、議場騒然)

委員の異動について御報告いたします。  
十一月二十九日宮崎正雄君、藤田正明君、船田謙君、山内一郎君、本日向井長年君、山本茂一郎君が委員を辞任され、……(発言する者多く、議場騒然)……、近藤英一郎君、杉原荒太君……(発言する者多く、議場騒然)……、曾祿益君、高橋……君が選任されました。

○委員長(寺尾豊君) 日本国と大韓民国との間の……(稲葉君が発言を求めている)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 条約等の締結について承認を求めめるの件、日本国と大韓民国との間の……(議場騒然) 協定の実施に伴う同協定第一条……(議場騒然) 漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する……(議場騒然) 大韓民国との間の協定……(発言する者多く、議場騒然) 実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び……(議場騒然) 日本国と大韓民国との間の……(発言する者多く、議場騒然) 出入国管理特別法案

以上四案件を……(発言する者多く、議場騒然) 議題といたします。……長谷川君。(発言する者多く、議場騒然)

○長谷川仁君 私は質疑をいたします。総理大臣にお伺いしたいと思っております……(発言する者多く、議場騒然) 私は前回に引き続き……して質疑をいたします。

今回福岡、大阪で開かれました公聴会におきまして、その動向を見ますと、この日韓条約に關しましては、……(議場騒然) わが党の政策というものを支持している。そこで私も……(委員長は混乱させるための委員長じゃないじゃないか、何が慎重審議だ、だめだよ、委員長)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然) 総理に一言お伺いしたいと思っております……(君、参議院規則の四十二条をどう見ているのだ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然) 今回の日韓条約に關しまして……(発言する者多く、議場騒然) この条約には……(だめだよ、君)と呼ぶ者……

ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)ま  
ず私に先に質問してください。総理に質問しま  
す。……(発言する者多く、議場騒然)日韓条約  
に關して……(発言する者多く、議場騒然)この点  
につきまして、総理に私はお伺いいたします。こ  
の間の……に對する質問に對しまして……(發言  
する者多く、議場騒然)私といたしまして……(議  
場騒然)もう少し詳細に私はお答えを願いたい  
と思ひます。……(そんなことやれると思つてお  
るのか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議  
場騒然)私は総理に對する質問を……(「やめろ」  
「あんたは參議院規則の四十二条をどう讀んでい  
るのだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、  
議場騒然)重ねて私は総理大臣にお尋ねいたしま  
す。日韓条約に對しまして……(委員長、この事  
態を何と收拾するのだ)と呼ぶ者あり、その他発  
言する者多く、議場騒然)日韓条約に關しまして、  
われわれといたしましては……(発言する者多く、  
議場騒然)私に質問させていただきます。……(發言  
する者多く、議場騒然)総理に私はお伺いいたしま  
すけれども、日韓条約に關しまして国民の一部に  
は非常な誤解がある。その疑念をわれわれは解か  
ねばならない。今回の日韓条約が軍事同盟とは全  
然關係ないということは、政府としてもっと明ら  
かにしていただきたいと思ひます。総理は……  
(「やめなさい」「やれやれ」と呼ぶ者あり、その他  
発言する者多く、議場騒然)

なさい」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、  
議場騒然)それに対して私はあくまで質問を  
いたしたい。質問を続けませう。(長谷川君質問し  
なさい)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、  
議場騒然)外務大臣——外務大臣……(そんな質  
問があるか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多  
く、議場騒然)外務大臣……(国会法に基づいて  
ちゃんと私のほうは先に通告をしてあるんだか  
ら、私に對する質問を当然許すべきだ)と呼ぶ者  
あり、外務大臣、答弁を求めます。外務大臣、御回  
答願ひます。……(發言する者多く、議場騒然)  
私、いま質問している、委員長に命ぜられて……  
(發言する者多く、議場騒然)外務大臣……(發言  
する者多く、議場騒然)日韓条約……(發言する者  
多く、議場騒然)懇切にわかるように説明願ひま  
す。……(發言する者多く、議場騒然)外務大臣、  
いまの質問に對してお答えを願ひます。……(發言  
する者多く、議場騒然)基本条約……(發言する  
者多く、議場騒然)お答えを願ひます。……(發言  
する者多く、議場騒然)

○委員長(寺尾豊君) 委員は自席にお着きくださ  
い。委員各位は自席にお着きください。  
○長谷川仁君 ……外務大臣……(正式に發言の  
できるようにしてやれよ)と呼ぶ者あり、その他発  
言する者多く、議場騒然)日韓条約……(發言する者  
多く、議場騒然)まず質問させていただきます。……(發言  
する者多く、議場騒然)委員長が指名したんで  
す。とにかく私の質問を続けさせてください。  
私がやつて……先生がまたあとを続けてやる……  
(發言する者多く、議場騒然)とにかく私が委員長  
から指名を受けている。私の質問です……委員長  
外務大臣……(發言する者多く、議場騒然)どうか  
このことに御答弁願ひます。国民の間にも不安が  
あるとするならば……われわれは国民に伝えなけ  
ればならぬ責任がある……(「ルールに従つてや  
りなさい」「聞くべき」と呼ぶ者あり、その他  
発言する者多く、議場騒然)でありますから、私

は委員長の指名どおりにやっている……。 (稻葉  
君の質問が先だよ)と呼ぶ者あり、その他発言す  
る者多く、議場騒然)外務大臣、先ほど申し上げ  
ましたように……。 (委員長、委員長)と呼ぶ者  
あり、その他発言する者多く、議場騒然)委員長、  
委員長……。

○委員長(寺尾豊君) 長谷川君……(發言する者  
多く、議場騒然)

○委員長(寺尾豊君) 會務益君。(こんな質問を  
許して何をやるのだ)委員長、委員長、稻葉君の  
發言を許しなさい)と呼ぶ者あり、その他発言す  
る者多し)自席にお着きください。——委員各位  
は自席にお着きください。(稻葉發言を許しな  
さい)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場  
騒然)——自席にお着きください。(大体民社は、  
委員のかわつたというのはいないよ)と呼ぶ  
者あり、その他発言する者多し、議場騒然)——  
會務益君の委員差しかえは終わつております。た  
だいま報告いたしました。(一つも聞かえなかつ  
たよ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)  
暫時休憩いたします。  
午後七時五十六分休憩  
〔休憩後開會に至らなかつた〕



昭和四十年十二月一日印刷

昭和四十年十二月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局